

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

私も地方消費者行政に対する質問をしようと思っていたんですが、佐々木さんとほぼ全てかぶってしまいましたので、ちょっと、ただ、事前通告してありますから、少し省略しながら質問したいと思います。

まず、地方消費者行政に対する認識というところはもう十分御答弁いただいたので割愛をしまして、二つ目です。消費生活センターの運営について、今質疑がありましたが、最大の課題はこれ消費生活相談員の確保の問題であると。現状は極めて厳しい状況であるというふうに思います。

これ、全国調査によりますと、消費生活相談員の年齢構成は、六十歳代以上が何と五〇・六%、半分以上なんですね。つまり、高齢化がどんどんどんどん進んでおります。

そして、相談員適任者の新規応募者がどんどん減ってきておまして、何と相談員のいない自治体が二〇二四年には七百六にもなりまして、この六年間で何と百六も増えてしまっています。

それから、会計年度適用職員制度の適用によって、定期昇給もない、それから安定雇用も保障されない。その結果、雇い止めが、平成三十年代、これ二〇一八年の一三・三%から、平成六年度、二〇二四年は何と三四・七%に急増をしております。

この状況を放置しておいては、地方消費者行政の後退は火を見るよりも明らかだと思います。地方自治体による身近な相談体制の維持強化のためにも担い手確保が急務でありますし、そして、現制度のままでは相談員の高度専門性と経験の蓄積が全く評価されずに、一生の仕事とする動機付けが極めて弱くなってしまって優秀な人材を育成できないと、こういう状況に陥っていると思うんですね。

そこで、相談員の減少防止、そして処遇改善に向けて抜本的な対策が求められると考えられますが、消費者庁の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人（尾原知明君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、全国の消費生活相談員の年齢構成は六十歳代以上が五割を超えております。高齢化が進んでおり、全国的な人手不足の中、相談員の担い手確保が重要な課題となっております。また、人材確保のためには、消費生活相談体制を支える消費者行政の専門職として適切に処遇することが重要であると考えております。このため、消費者庁では相談員を養成するための講座の実施等を行ってきております。来年度からは本事業の更なる充実を図ることとしております。若年層を含め相談員の担い手を掘り起こして、相談員という職のPR等について都道府県と連携して実施する方式を検討しているところでございます。

また、処遇改善につきましては、消費者庁として、消費生活相談員の職を法的に位置付ける等の環境整備とともに、地方公共団体の首長さんに対して、いわゆる雇い止め解消を含め、相談員の専門性に配慮した任用と処遇をガイドラインや通知等を通じて働きかけることなどを行ってきております。こうした中、相談員さんの時給換算での平均報酬額ですけれども、平成二十三年の千五百円から令和六年には時給換算で二千七十一円と、三八・一％増加をしております。

引き続き、相談員の適切な処遇を地方公共団体に働きかけるとともに、地方消費者行政強化交付金を活用し、地方公共団体による担い手の確保及び相談員の処遇や働く環境の更なる改善等に取り組んでまいります。

○松沢成文君 今、消費者相談も高齢者の方の相談がすごく多くなってきて、もう内容も非常に多様化、複雑化、何というか、高度化、悪質化してきているんですね。やっぱり熟練した相談員がいないと対応できません。しっかりとこの相談員の育成体制、減少防止、取り組んでいただかないと地方ではしっかりとした体制がつかれないと思いますので、お願いいたします。

それから、DX化とPIONEERについてはまだ先ほど質問と御答弁いただいたので、これ飛ばします。

四番目ですね。これも質問にありましたけれども、国による地方消費者行政の支援強化としてこれまで交付金が措置されてきておりまして、中でも地方消費者行政強化交付金、これは前は推進交付金と言ったわけですが、この交付金は定額補助で消費生活相談員の人件費にも充当できるという非常に有り難いものでした。これが長年、地方の相談体制を下支えしてきたと言えると思います。しかし、この制度の活用期間の終了期限が迫っておりまして、先ほども御答弁ありましたが、平成六、七年に多くの地方自治体で、そして平成九年度には全ての地方自治体で終了をするという方針になってしまっています。

しかしながら、地方自治体、特に小さな地方自治体の自主財源というのはまだまだ不十分でありまして、そのような状況で、状況下で交付金が終了することによって、特に申し上げました小さな自治体において、窓口相談や相談員の維持や啓発、あるいは消費者教育、消費者被害防止対策などの事業の継続が困難になって、地方消費者行政が後退、縮小してしまう可能性が大だと思えます。

これは、この制度は消費者安全法という国の法律によって消費者生活センターを設置させているわけですから、その維持運営についても国としての責任を持って私は支援を継続していかなければいけないと思います。

質問としては、この強化交付金の活用期間を相当期間延長するか、あるいは同交付金と同じような消費者生活相談員の人件費に充てることのできる新たな交付金の創設を早急に考えるべきと考えますが、副大臣の見解を伺います。

○副大臣（鳩山二郎君） 御質問にお答えをいたします。

先ほどの御質問と同じような答弁になって大変恐縮ではありますが、消費生活センターの立ち上げ等を支援してきた交付金の推進事業が来年度に多くの自治体で活用期限を迎えることを受けて、地方の現場からは、相談窓口を維持できるか、消費者教育や啓発を続けられるかなどの切実な声をいただいております。

消費者行政強化交付金については、先般の閣議決定した消費者基本計画において、身近な相談窓口の充実など、これまでの地方公共団体の努力によって築き上げられた行政サービスの水準が低下することのないよう適切な対策を講じるとしており、しっかりと対応を検討してまいりたいと思っております。

○松沢成文君 この交付金制度で始めて、それを呼び水にして自治体の自主財源というのが目標だったと思います。

ただ、本当に弱小自治体、財政厳しいので、この交付金がどんどんこの三年間でなくなっていくとしたら、私は、消費者相談窓口本当に縮小せざるを得なくなると思っていますので、ここは消費者庁がしっかり地方自治体を支えてあげていただきたい。地方自治体からも相当なこれ意見書も上がっていますよね。是非とも、財務省に負けないで、しっかり交付金取っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

さあ、時間が大分ありますので、恒例のたばこ問題行きます。

たばこ問題というのは、健康、社会、環境に悪影響を及ぼしていることから、WHOでもその活動を厳しく規制をしています。ところが、日本を代表するたばこ会社であるJT、日本たばこ株式会社は、日本も批准するたばこ規制枠組条約に違反して、様々な事業を展開しています。

この条約の第十三条の実施ガイドラインにはこう書いてあるんですね。たばこの広告、販売促進、スポンサー活動、社会貢献活動の全てを禁止する、また、あらゆるイベント、活動、個人に対する寄附行為を禁止すると、こう書いてあるんです。明記されています。

日本はこの条約に批准していますからね。日本国としてこの条約守っていかなきゃいけないにもかかわらず、JTは、まず、バレーボールチーム、プロチームを運営しています。JTサンダースとかJTマーヴェラスというんですか。それから、プロゴルフ大会を主催しています。これ、日本シリーズJTカップ、これ賞金総額、日本の男子トーナメントの中で一番ですよ。こういうのも主催している。そして、国内最大の将棋イベント、JT将棋日本シリーズも後援をしております。さらには、CSR活動として、JTの森の森林保全活動、植林事業、あるいはひろえば街が好きになる運動というごみ清掃活動、さらには、全国各地のオーケストラを支援する

ためのアニフィス文化財団というのも強かに支援して活動を展開しているんですね。

ただ、これらの企業活動は、F C T C、たばこ規制枠組条約のガイドラインに完全違反しています。現に、だからこそ、日本でたばこ販売を行っている同業他社ですね、フィリップモリスジャパンやあるいはブリティッシュ・アメリカン・タバコは、このガイドラインを守って一切こういう活動をしていないんです。J Tだけが大手を振るってやっているんですね。

このJ Tのこの活動は、たばこ会社として、企業イメージの向上のための違法行為によってあたかも良い会社であると勘違いをさせたり、恩を感じる人や団体をつくることにつながっていると思います。

これは、消費者を欺く許されざる行為だと考えますが、消費者行政を担当する政務官の御見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官（今井絵理子君） たばこの製造、販売、広告については、たばこ事業法等の関係法令に基づき行われております。

法令に基づき行われる事業活動の内容やその是非については所管省にお尋ねいただきたいと思いますが、喫煙が健康に与える影響については、厚労省においては研究されたり、また禁煙及び受動喫煙防止等の普及啓発を行っており、消費者庁においてはSNS等で関連する情報発信を行っているところであり、具体的にこのJ Tの活動についての評価に関しては消費者庁はちょっと所管外のためお答えできません。済みません。

○松沢成文君 次に、まだまだあるんです。これ、受動喫煙の疾病リスクの問題です。

たばこと健康の問題は私は消費者行政の大きなテーマの一つであると思います。受動喫煙の疾病リスク、特に受動喫煙と肺がんの関係は、WHOも、そして各国政府も、あるいは同業他社のフィリップ・モリスやブリティッシュ・アメリカン・タバコなどのたばこ会社もみんな認めているんです。日本政府も、健康、保健を担当する厚労省も、あるいはたばこ行政を担当する財務省も、私さきの予算委員会で確認をしましたが、質疑の中でこの因果関係を認めております。

しかしながら、日本の政府の特殊会社であって日本最大のたばこ会社であるJ Tのみがこの受動喫煙と肺がんの因果関係を認めておりません。これがJ Tの事業においてたばこの健康被害を軽視して利益追求を図ることにつながって、消費者を欺いて国民の健康増進を阻害する一因となっているのではないのでしょうか。

消費者行政の責任者として、副大臣ですか、政務官の御見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官（今井絵理子君） 繰り返しになって恐縮でございますが、禁煙が健康に与える影響については厚生労働省を中心に研究が進んでおります。また、喫煙、ごめんなさい、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発に関しては、例えば世界禁煙デーというものがございまして、五月三十一日から一週間を禁煙週間として、喫煙が健康に与える影響は大きく、また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性も踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題と発信されております。

消費者庁においても、こういったことをSNS等で関連する情報発信を行っているところでございまして、引き続き情報発信に努めてまいりたいと思います。

○松沢成文君 副大臣、もう一つ伺いますね。

現在、JTは加熱式たばこ、新しい製品です。これ、紙巻きたばこと違って熱で温めてニコチンやそういうエキスを体に入れるという、これをリスク低減製品として宣伝しまくっているんですね。しかし、国際的には加熱式たばこのこの主流煙の分析結果などを踏まえますと、加熱式たばこが紙巻きたばこと比較して健康リスクを低下させると結論付けることはできないということが共通認識になっています。

この点について、実はこの委員会でも国立がん研究センターの平野公康先生を参考人として昨年六月お招きをいたしました。平野先生、こう言っています。加熱式たばこの健康影響はまだ明らかとなっていないが、既存の科学的根拠からは、紙巻きたばこと比較して有害化学物質への暴露量が減少する、あるいは健康リスクが低減すると結論付けることはできないと明確に答えています。

そこで、まず従来の紙巻きたばこより加熱式たばこの健康リスクは低いとするこのJTの見解は事実なんでしょうか。厚労省の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人（宮本直樹君） お答え申し上げます。

厚生労働省におきましては、現在加熱式たばこの健康影響の程度について科学的知見の収集に努めているところでございますが、加熱式たばこが紙巻きたばこと比較して健康影響が低いとの十分なエビデンスは得られていないと認識しております。

○松沢成文君 今の御答弁のとおり、現時点で健康リスクが低いとは言えないはずなのに、リスクが低いとJTは宣伝をしているんですね。この行為は詐欺的商法ではないんでしょうか。消費者に重大な事実誤認をさせる極めて不当な行為と考えますが、政務官の見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官（今井絵理子君） 先ほども冒頭答弁させていただきましたが、まず、たばこの製造、販売、広告については、たばこ事業法等の関連法令に基づいて行われておりまして、法令に基づき行われる事業活動の内容や是非については所管省に

お尋ねいただきたいんですけども、消費者庁といたしましては、広告について、仮に景品表示法上、問題となる事実がございましたら、法と証拠に基づき厳正に対処してまいりたいと考えております。

○松沢成文君　もうこれ消費者問題になっていると思いますので、ＪＴの事業をどこが担当するかという縦割りの発想じゃなくて、是非とも消費者行政としてこれ問題があるんじゃないかという認識を持っていただきたいと思います。

以上、私、この政府の特殊会社で日本で最大のたばこ会社のＪＴの事業展開というのは、消費者保護の観点からも大変大きな問題があるというふうに思っております。今日、委員の皆さんも、私が取り上げたＪＴのたばこ規制枠組条約に違反した企業の社会的貢献活動、あるいは受動喫煙の疾病リスク、これをＪＴは認めていません。もう世界でＪＴだけです。そして、加熱式たばこの健康リスクもこれは低減されている、だから、加熱式たばこをみんな買ってください。宣伝して売りまくっているんですね。これは本当に大きな問題だと思えます。

是非とも、委員長、ＪＴの社長をこの消費者特別委員会に、次の大臣の所信に対する質疑のときに、私、是非ともこういう問題ただしていきたい、そして、消費者庁にも消費者担当大臣にもＪＴの社長の見解を聞いていただいた上で、本当にこれ消費者行政として問題がないのか、これ認識を持っていただきたいので、これは是非とも呼んでいただきたいというふうに思えます。

実は、自民党の進藤筆頭理事にも是非とも申し上げたいのですが、私はこれまで予算委員会でもＪＴの社長の招致を要求してきました。それから、ＪＴの監督官庁である財政金融委員会でもそれを要請してきました。そのときに理事会で協議になって、なぜ自民党さんがＪＴの社長を呼ぶのに反対をしているのかというと、これまでに前例がないと。民間会社の社長さんと呼んだ前例がない、これまず言うんですね。ただ、同じ政府の特殊会社で、政府が三三％、四％株を持っているＮＴＴやあるいは日本郵便の社長は、何か問題があると呼んで意見を聞いているんです。何でＪＴの社長だけが呼べないのか、全くこれ理解に苦しみます。現に、ＪＴの企業としての活動は様々な問題、この消費者被害も含めて様々な問題を内包していますので、これは是非ともこの委員会に呼んでそれを質疑をさせていただきたいと思いますので、委員長、よろしく取り計らいをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（石井章君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。